

# 愛知学泉大学における公的研究費の不正使用防止 規程

## (目的)

第1条 この規程は、愛知学泉大学(以下「本学」という。))における公的研究費の取り扱いに関し、適正に管理・運営するために必要な事項を定め、公的研究費不正使用の防止を目的とする。

## (定義)

第2条 この規程における公的研究費とは、文部科学省から研究のために支給される補助金及び研究費等をいう。

2 文部科学省以外の他の省庁・地方公共団体・独立行政法人、特殊法人・民間機関等から研究のために支給される補助金・委託金・研究費等は、前項に準ずる。

3 この規程における公的研究費の不正使用行為(以下「不正使用」という。)とは、以下の各号の通りとする。

- (1) 虚偽又は架空の申請により図書物品等を購入、レンタル及びリース等をさせ、その代金を支払わせること
- (2) 虚偽又は架空の申請により旅費及び交通費等を支払わせること
- (3) 虚偽又は架空の申請により人件費、謝金及び報酬手数料等を支払わせること
- (4) 業者等から便宜を図った謝礼として、金品等の提供を受けること
- (5) その他、法令等、本学の諸規程に違反して使用をすること

## (責任体系)

第3条 学長は本学における公的研究費の管理・運営を統括し、最終責任を負うものとする。

2 大学事務局長は、本学における公的研究費の管理・運営の統括に関して学長を補佐するものとする。

## (不正使用防止部署)

第4条 本学における公的研究費不正使用の防止を掌る委員会として、学長の下、公的研究費に関するコンプライアンス委員会(以下、「コンプライアンス委員会」という。)を置く。

2 コンプライアンス委員会は、以下の各号の委員をもって構成し、委員長は、第1号の者とする。

- (1) 学長
- (2) 事務局長
- (3) 副学長・学部長
- (4) 事務長
- (5) 学長が指名する職員

3 コンプライアンス委員会は、以下の各号の業務を行う。

- (1) 公的研究費不正使用発生要因の把握と改善に関すること
- (2) 公的研究費不正使用防止に係る諸規程の整備に関すること
- (3) 公的研究費不正使用防止計画の立案と管理に関すること
- (4) 公的研究費に係る事務処理手続ルールの策定とその統一的な運用に関すること
- (5) 職員の意識向上及びルールの理解向上に関すること
- (6) 公的研究費不正使用発生時の調査等の発議に関すること
- (7) その他、公的研究費不正使用に関すること

4 コンプライアンス委員会の事務は、大学事務局が行う。

(相談窓口)

第5条 公的研究費の使用に関する相談を受け付けるため、総務課会計担当を窓口とする。

(倫理綱領)

第6条 職員は、公的研究費の適正な使用及び意識向上のため、「勤務規程の服務規律」を遵守しなければならない。

(通報窓口)

第7条 本学及び学外からの公的研究費不正使用に係る通報(告発)窓口は、事務室内に設ける。

2 通報(告発)に関する事項は、「公益通報者保護に関する規程」を準用する。

(不正使用への対応)

第8条 公的研究費不正使用が発見されたときは、調査委員会を設置する。調査委員会は調査結果を学長に報告の上、理事長に速やかに報告する。

2 調査及び調査委員会に関する事項は、「安城学園職員に対する懲戒手続きに関する規程」を準用する。

(懲戒処分)

第9条 公的研究費不正使用を行った職員は、「学校法人安城学園勤務規程」及び「安城学園職員に対する懲戒手続きに関する規程」等に基づき、懲戒処分を行う。

(不正な取引に関与した業者への対応)

第10条 公的研究費に関する不正な取引に関与した業者は、取引停止その他の対応を行う。

2 業者に対する対応に関する事項は、別に定める。

(その他)

第11条 その他、この規程に定めのない事項は、法令等によるものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学・短期大学管理運営者会議の議を経て、理事会で決定する。

附 則

この規程は、平成22年11月1日から施行する。